

第34回政策評価審議会（第36回政策評価制度部会と合同）

1 日 時 令和5年6月15日（木）10時00分から11時10分

2 開催方法 Web開催（テレビ会議システムによる開催）

3 出席者

（委員）

岡素之会長、森田朗会長代理、伊藤由希子委員、岩崎尚子委員、
亀井善太郎委員、横田響子委員、大橋弘臨時委員

（総務省）

長谷川総務大臣政務官、清水行政評価局長、砂山大臣官房審議官、
平池大臣官房審議官、大槻総務課長、辻企画課長、山本政策評価課長、
玉置評価監視官、折田総務課企画官、菊池政策評価課専門官

4 議 題

- 1 大臣政務官挨拶
- 2 部会長代理指名、政策効果の把握・分析に関するワーキング・グループの設置、
各ワーキング・グループの構成員指名
- 3 今後実施する行政運営改善調査のテーマ案について
- 4 政策評価に関する取組状況について

5 資 料

- 資料1 政策評価制度部会名簿
- 資料2 政策効果の把握・分析に関するワーキング・グループの設置について（案）
- 資料3 各ワーキング・グループの構成員
- 資料4 令和5年度行政評価等プログラム
- 資料5 太陽光発電設備等の導入に関する調査について（案）
- 資料6 令和4年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告
- 資料7 実証的共同研究の取組について
- 参考資料1 過去及び現在実施中の調査テーマ（一覧）

6 議事録

(岡会長) それでは、第34回政策評価審議会と第36回政策評価制度部会の合同会合を開会いたします。

本日は、前葉委員と田辺臨時委員が御欠席です。そのほかの委員の皆様には、テレビ会議システムにより御出席いただいております。

本日も前回に引き続き、長谷川総務大臣政務官に御出席をいただいておりますので、御挨拶を頂戴したいと思います。長谷川政務官、よろしくお願いいたします。

(長谷川総務大臣政務官) 総務大臣政務官の長谷川淳二です。委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中御出席をいただきまして、ありがとうございます。

前回、4月28日に開催されました政策評価審議会における御議論を踏まえ、5月8日に行政評価局の運営方針を定めます「令和5年度行政評価等プログラム」を決定し、公表いたしました。これに基づき、本年度は政策形成・評価の改革にしっかりと対応いたしまして、各府省における政策評価への取組の支援、各府省の政策を前に進めるための調査、さらには個別の行政相談事案への丁寧な対応などの課題に取り組んでまいりたいと考えております。

このプログラムでは、本日の議題であります「行政運営改善調査」につきまして、各府省の課題解決につながるよう、単にできていないことを指摘するだけでなく、政策効果を分析・検証いたしまして、改善方策を提示することによって、各府省の課題解決、政策を前に進めるための調査を進めていくという方針で臨んでいきたいと思っております。

本日御審議いただきます「太陽光発電設備等の導入に関する調査」は、この新たな行政評価等プログラムに基づく初めての調査テーマとなります。御案内のとおり、太陽光発電設備等の適正な導入促進のために、再エネ特措法の改正、FIT法の改正が今国会で成立をいたしました。

太陽光発電の設備の導入によって、各地域で様々なトラブルが生じております。私の地元の愛媛県においても、パネルの廃棄問題や、なかなか操業がなされないままに転売が進められているといった様々なトラブルが起こっていることを踏まえまして、事業者規制を強化し、地域において再エネ導入との共生を図ろうという内容でございます。現場で必要な措置が円滑に実施されていくことをこれから目指すということになります。委員の皆様方におかれましては、この調査が効果的なものとなりますように、活発な御議論をお願い申しあげまして、私からの開会の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞ、よろしくお願いいたします。

(岡会長) 長谷川政務官はほかの御予定がありますので、これにて御退席となります。長谷川政務官、ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。最初の議題は政策評価制度部会の運営に関する事項でありますので、森田部会長からお話を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(森田部会長) 森田です。引き続き、部会長を務めさせていただくことになりましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、政策評価制度部会の部会長代理ですが、政策評価審議会令第5条第5項の規定によりまして、私から指名をさせていただきたいと思います。岩崎委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(岩崎委員) ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(森田部会長) よろしくお願いいたします。

続きまして、私は前回、申し訳ないことに欠席いたしました。4月28日の政策評価審議会での御議論を踏まえ、政策効果の把握・分析につきまして、個別事例に当たりながら実際の実務で求められている手法や水準を見いだしていくなどの取組を集中的に進めていくため、政策評価審議会議事運営規則第8条に基づきまして、資料2のとおり、部会に「政策効果の把握・分析に関するワーキング・グループ」を設置してはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(森田部会長) ありがとうございます。それでは、部会に「政策効果の把握・分析に関するワーキング・グループ」を設置することといたします。

次に、部会に設置されている各ワーキング・グループに所属する委員、臨時委員及び専門委員につきましては、資料3のとおりに指名をしたいと思いますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上ですので、岡会長、続いてよろしくお願いいたします。

(岡会長) 森田部会長、ありがとうございました。皆様、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題3に移ります。議題3は「今後実施する行政運営改善調査のテーマ案について」です。まず、事務局から説明をお願いいたします。

(辻企画課長) 企画課長の辻です。それではまず、資料4を御覧いただければと存じま

す。前回、4月28日の審議会において、行政評価局の業務運営方針について御審議をいただきましたが、その結果を踏まえ、先ほど政務官からお話いただきましたように、5月8日に「令和5年度行政評価等プログラム」を総務大臣決定し、公表いたしました。

本日の議題である行政運営改善調査の関係について御紹介させていただきます。資料4の2ページの後段の方でございますが、今般の政策形成・評価の改革の趣旨を踏まえ、今後は行政運営改善調査についても政策効果の把握・分析に一層重点を置き、第三者の立場から調査をして問題点を指摘するというにとどまらず、政策の目的に向かって改善方策を検討・提示し、各府省の政策を前に進めていくといったことを重視して取り組んでいくこととしております。また、調査の結果を基に勧告を行うということにとらわれず、各府省の課題解決に役に立つことを重視して取り組むこと。さらに、調査実施後のフォローアップを行う際、調査の一連の営みが実際に各府省における課題の解決に役に立ったのかどうかというアウトカムを把握・分析し、調査自体の改善にもつなげていくといったことを書かせていただいております。

次に4ページの下の方でございますが、調査テーマの選定についてです。調査テーマについては、行政相談や管区行政評価局等も活用して把握した行政上の課題や各府省の取組状況等を踏まえ、国民生活や社会経済への影響が大きいなど改善の必要性が高いと考えられるもの、また、この審議会でも御審議いただきました府省横断的な課題など、個々の府省では対応が難しい課題などを中心にテーマの検討を行いまして、関係府省のニーズ等も把握しながらタイムリーに審議会にお諮りをし、随時決定をしていくといったことを書かせていただいております。この後、御説明いたします調査テーマは、この新しいプログラムの下での最初の御審議となりますので、よろしく願いいたします。

(玉置評価監視官) 評価監視官の玉置です。よろしく願いいたします。では、「太陽光発電設備等の導入に関する調査」につきまして、御説明をさせていただきます。

先ほど辻企画課長から説明させていただきました行政評価局で行うものについては政策評価と行政運営改善調査の二つがありますが、今回は行政運営改善調査で行うものでございます。先ほど説明のありました調査テーマの選定につきまして、我々の行っている行政相談や、各地域にあります管区行政評価局が、例えば現場で市町村などからいろいろ聞き取りをして、今抱えているお困り事がどういうことかといったことを把握しながら、どのようなことを今、正に行政上の課題として、調査テーマとして取り上げるべきかといった点を勘案し、今回、テーマを検討しました。

この太陽光発電設備等に関しましては、皆さん御承知のとおり、10年ほど前、2012年7月にFIT法、再エネ特措法が施行されて、その再エネの電力につきましては固定価格買取制度というものが設けられたため、発電設備等が急速に拡大している状況にあります。それに加えて、国では2030年度の温室効果ガス排出46%削減に向けて、今の再エネの電源比率を倍増するという計画を策定し、更にその導入の促進を図ろうとしております。

この目標に向けて、いろいろとツールはあるかと思えます。新たな場所の確保、風力であれば海上への設置、太陽光についても従来型ではなく壁などに貼れるなど、場所にかかわらず導入促進ができるような研究開発も進められております。我々も、こういったものを太陽光発電についての課題として対応していくべきか検討いたしました。現場の声を聞く中で、先ほど長谷川政務官からもお話があったとおり、トラブル等に関していろいろな事例を把握しました。

資料5の2ページ目に代表例を書きましたが、我々も管区行政評価局から市町村の職員さんなどにいろいろ通常、聞き取りなどを行っていますが、その中で、例えば設備の稼働前であれば住民説明が十分行われておらず、突然裏山で開発が始まり、どういうことかと苦情が来ている事例や、林地などを開発する際は林地開発許可が必要ですが、そういったものを取らずに無許可で土地を開発している事例、さらには急傾斜地などの開発をした際に、雨が降って雨水が流れてきてしまったため、改善をお願いしても十分改善されず何度も雨水が流出していたり、設備稼働後も、同じく排出設備が十分でなくて、土砂流出が続いているような事例がありました。

トラブルが発生した場合に事業者に対応を依頼する際、そもそも開発事業者を示す標識などを発電設備に設置することが義務付けられているのですが、標識がないために事業者が分からないという事例や、連絡したが連絡が付かないというような事例がありました。そのほか、設備の所有者と土地の所有者が異なっており、設備の所有者が「土砂流出などの問題は土地の所有者に対応をお願いしたい」ということで、なかなか改善が進んでいないといった話も伺いました。

市町村も、先ほどのような連絡先が分からない場合に、経済産業省にこのような事例があるのでなんとかしてほしいと連絡するが、経済産業省でもなかなか指導ができず改善が進んでいないといった事例が見受けられており、全てのトラブルが順調に改善するのではなく、店晒しのままになっているような状態であるため、市町村から、こういった制度の部分について十分改善ができていないのではないかと、また、標識なども含めて十分対応がな

されていないからなかなか解決に結び付いていない、というような意見を伺うことで、我々としても課題を把握しました。

資料5の冒頭に戻りますが、このようなトラブルが発生しているため、市町村においては、何か自己防衛を図っていかなければならないのではないかとということで、条例などを制定して設置を抑制する区域を設定したり、説明会などを事前にやるようにといった条例などをつくろうという動きも従来からあるのですが、我々としては、そのような地域が現在更に増えつつあることを把握しているところでございます。

このように再エネについては様々な課題がある中、どのようなテーマをターゲットにすべきか考えてきましたが、我々の強みとしては、管区、地域で起きているいろいろな課題について把握し、それを制度面でどのような改善ができるか、より良い方向にいけるのか、また、各地域でいろいろな知恵を発揮して前に進めている事例があれば、それらを制度の中に組み込んだり、各地域に共有したりして、ほかの地域でも円滑にまわしていくといったことを検証して進めていくことであり、重要な役割でもあると思っております。今般、太陽光発電や風力発電の方でも地域住民への説明という部分もありますので、そういったこともターゲットにして、トラブル等の解消、又は未然防止、そういったものに向けてどのようなことができるかということ把握していきたいと思っております。

経済産業省においても、今通常国会で、関係法令等の違反事業者に対する交付金の一部留保措置や、地域住民に認定申請前にきちんと説明することを要件化するなど、新たな対応策も進めていこうということで、今般の通常国会で法律が通ったところでございます。この法改正の中身につきましては、来年の4月に施行することになっておりまして、これからその具体策を検討していくことになっております。

我々としても、先ほど行政運営改善調査における調査のタイミングについての説明がありました。制度改善に生かせるタイミングをしっかりと考慮して、正に来年の4月に改正法が施行されるというタイミングで、我々も地域の現場の声を把握し、いろいろな知恵や、課題に対してどういうことができるかということ調査することが非常に重要なのではないかとということで、赤い文字で書かせていただきましたけれども、今回の法改正の措置も含め、現場に必要な措置が円滑に実行されるように、太陽光発電設備等に係るトラブル等の発生状況やその対応状況、対応に苦勞されている市町村の取組の内容、その中には当然、うまくいった事例があると思っておりますので、そういったうまくいっている事例に、説明会などを地域住民にどう行い、こういった部分をきちんと住民に分かってもらうにはこういった項目を

しっかり説明することが大事だとか、そういった知恵なども把握するとともに、引き続き店晒しになっている、まだトラブルが解消されていないものについてはどこが課題だったのかといったことをしっかり把握をしていきたいと思っております。

また、トラブル等に係る経済産業省の取組状況もしっかり把握をしていきたいと思えます。トラブルの発生防止は非常に重要な行政課題ではあるのですが、効果の面では基本中のきのようなものであり、これを行ったからすごく導入が進むのかという点についてもいろいろ課題がありますが、我々としては地域の理解、地域との共生が進み、ちゃんと土台ができた上で次なる展開ということもあるのではないかと考えています。今回は正にここをターゲットにして調査をやっていききたいと思っております。皆様からのいろいろな御意見をいただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

(岡会長) ありがとうございます。ただ今の説明に対して御質問、御意見などをいただきたいと思えます。発言されたい方は、意思表示をしてください。伊藤委員、どうぞお願いいたします。

(伊藤委員) 御説明、ありがとうございます。3点ほどコメント申し上げたいと思えます。

まず、1点目ですが、この行政運営改善調査ということで、資料の中でいつまでに何を改善することが目的なのかということと、誰に具体的に改善を求めるのかということと、まず分かりやすく記載したほうがよろしいかと思えます。説明の中では、来年、特措法が施行されるまでに細かい部分を定める、それまでに改善すべき点を網羅して提示することが目的だという御説明がありましたけれども、そういう目的のための調査、つまり何をどう改善するための調査なのかということが、多分もっと頭のほうに書かれないと、単に調査するだけのようにも見えてしまうので、そこがもう少しメッセージ性として分かりやすくあれば良いと思えました。

2点目ですが、例えば、改善するように各府省に申し入れたときに、予算がないとか人がいないとかいろいろ言われると思えます。そのため、結局予算という観点でどのように改善するのかという点も課題かと思えます。これは単に増やすとか減らすとかいうこともそうですし、目的を同じくする事業の規模全体の中でのこの太陽光発電の普及補助事業の位置付けということも考えなければいけないと思っております。この字面だけを見ますと、太陽光発電設備がスムーズに導入されるような制度ということで、具体的な予算規模や所管する制度、ないし、FITも含めた背景にあるような制度も含めて、特に予算規模や事業規模

が書いてあるわけではないですけれども、政策の規模的な重要性などを示していくためには、この事業に関わる目的を同じくする予算がどれぐらいなのかということは、記載があってもよいかと思います。

そして、太陽光発電は再生可能エネルギーの普及のためにはもちろん非常に重要ですが、様々な複雑な補助の仕組みないし規制の仕組みがある。とりわけFITの仕組みはかなり問題視されていて、現在は賦課金も2.4兆円という水準に達していて、これは国民負担になっていますので、このような観点からも太陽光発電、特に古いものほど高い価格が付いているというような制度矛盾、この部分が解消されることが長期的なゴールであるとするれば、まずステップ0で来年までの改善点を洗い出した上で、その先の政策目的として何を狙いたいのか、予算規模としてどのように規律をかけていくのかということが書かれ得べきかと思いました。

3点目のコメントとしては、今回このテーマを、つまり法律改正の施行前の非常にタイムリーな改善のためにこのテーマを選んだということの、このテーマ自体に全然異論はないですが、政策課題というのは常に数多くあり、その必要性、重要性ないし府省判断、ないし行政相談に上がってくる件数などなど、様々なリストアップというんですかね、ファーストティアとかセカンドティアとか、優先順位が高いものから低いものといった、どういう体系になっていて、今回どのような事情でそれが選ばれたのかという選定理由をある程度見える化することも大事であろうと思っております。

もちろんこの政策が重要だと言われて全く異論はないのですが、ほかの様々な候補と比べて、少ないリソースの中でなぜこれを選んだのかということに対するアカウントビリティが必要かと思っておりますので、これは今後の検討課題としていただければと思っております。以上です。

(岡会長) 伊藤委員ありがとうございました。事務局、今の3点、御指摘、御意見があったのですが、今できるコメントがあればお願いします。

(玉置評価監視官) ありがとうございます。まさに伊藤先生がおっしゃられていたように、どのタイミングで何を目的にどういうことを目指すのかといったことの部分について、口頭で補足をさせていただいて資料に十分記載できておりませんでした。これからいろいろ調査を始めますので、しっかりとそういったところに反映をさせていきたいと思っております。

予算や人の問題については、調査をした上でどういったことが大事になってくるのか、い

ろいろシステムのようなもので解決できる場合もあるし、ICTのような技術面での解決もあるのかもしれませんが。これは調査をしてみた上で、またどのようなものが足りていないのか、必要なかなどを把握していきたいと思っております。

選定の見える化につきましては、今回この行政運営改善調査につきましては機動的に行っていく必要もありまして、今回、地方からいろいろな声を聞いた上で、先生がおっしゃられたように国民負担なども含めて、2.7兆円あるという状況も踏まえまして、非常に大きな政策課題の中で、今回のターゲットはトラブル等の部分ということですが、ステージ1、ステージ2、ステージ3と進む展開も今後あるかと思っておりますので、我々としても引き続きこの分野につきましてもしっかりとフォローしていきたいと思っております。

(岡会長) 玉置評価監視官、ありがとうございました。ほかの委員の方、いかがでしょ

(亀井委員) 御説明ありがとうございました。大変大事な取組だと思います。これは現象面ではいろいろな整理があると思うのですが、恐らく大きく分けて二つの整理をしたほうが良いのではないかと思います。当初に設計した政策効果が十分に発揮していないという話の一つ。もう一つは、この政策によってトレードオフ、想定と全く違うところで問題が生じてしまっているという例です。

これは、端的に言えば前者はせっかく導入したのだが稼働されないとかそういう話ですし、後者の場合は、例えば実は不法投棄ごみが増えているといった話に多分なるのだと思うのですが、多分こういう例がいろいろと各地を見るとばらばらに現れるのだと思います。ばらばらに現れるが、政策効果を発揮しないということであればそれはなぜなのか、かつ、それをどのように政策制度そのものを修正していけば良いのかという話と、トレードオフが発生してしまう、政策を考えてみた当初の想定とは全く違う負の効果が発生してしまうという点についてはまた違う原因があるはずです。恐らくこれは何らかの形で整理をしていかないと、ただの問題集と個別解決集のような形になってしまいがちなので、その辺りは当初からどういう枠組みで整理をするのかという点を意図していただいたら良いのではないかと思います。

ただ、この問題は多分、今、経産省ではいろいろと現状把握はされていると思うのですが、どれほど面的な把握が進んでいるのか不明な部分もあるので、先ほど伊藤先生がおっしゃったものの、どういうゴールにしていくのかという点は、調査をしながら、例えば次回の御報告の時にある程度見えてくるといった感じになってくるとよいのではないかと思います。以上です。

(岡会長) 亀井委員、ありがとうございました。事務局、何かコメントありますか。

(玉置評価監視官) ありがとうございます。調査をしながらどこをゴールとするかについて、行っていないことを単に指摘するだけではなく、行政課題に対応していることの効果を分析することもしっかりと取り組もうとしていますので、正に御説明いただいた、効果が発現していないものとか、トレードオフがどうしてそのようになっているのか、そういった視点でも把握していきたいと思っています。

(岡会長) ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。大橋臨時委員、お願いいたします。

(大橋臨時委員) ありがとうございます。テーマについてコメントを2～3点させていただきます。

まず1点目は、太陽光設備等というのは、事前の説明では風力も入るとおっしゃっていたのですが、大きな問題なので、何を見るのかということは相当限定的に確定しないと、際限なく問題が広がっていくのだと思います。また、問題は既に指摘もされており、今回はトラブルについて御覧になられるということですが、このトラブルの中身も、立地の問題なのか送電線の問題なのか、あるいは屋根置きの話をしているのか事業用の話をしているのか、多岐にわたりますので、これらをぼろぼろと拾い集めトラブル集のようなものを作っても、あまり制度の話につながらないのかと思っています。事前の整理というのは多分必要だろうと思っています。

その上で、トラブルの原因というのも非常に多種多様だと思っています。まず、制度・仕組みの問題なのか、運用の問題なのか、また、この制度・仕組みというのは冒頭にありましたFIT法の話をしているのか、自治体レベルの話なのか、もしくは実はそれと関係なく事業者の悪質性からきているというケースもあるのだと思います。山林に作るのか、湖に作るのかで、それぞれ関わってくる法律も違います。ということなので、ここも相当多岐にわたるということで、そこも整理していただくのは重要だと思っています。

これらはトラブルの原因ですけれども、もう一つ、多分やらなくてはいけないのは、未然に防ぐという話があり、これは自治体間でトラブルを共有する仕組みがあります。仕組みはあるのですが、使われているのかというのはよく分かっておらず、個人情報の問題などで実は活用していないという自治体ももしかするとあるのかもしれませんが。しかし、それは法的にはできるという整理をしたはずですが、その辺りのことはいろいろ調べるべきものはありそうな気がしますので、是非、ある程度問題を確定した暁には、深掘りをしていただく

のが良いのではと思います。

また、未然に防ぐということは既に発生したトラブル、例えばもう作ってしまったものについて何か遡及できるといった、新しい法律とか制度の提案をしていただけると、そこもまた、非常に有用なのではないかと思います。そういう部分は実はできてないという認識でいるので、是非、有益な形の調査につながれば良いという思いで発言させていただきました。

(岡会長) 大橋臨時委員、ありがとうございました。事務局、コメントがあればお願いします。

(玉置評価監視官) ありがとうございます。正に大橋先生がおっしゃるとおり、いろいろな課題があって、ウイングを広げてしまうと何が何だか分からなくなるおそれがあるというのは我々も理解しております。ある程度ターゲットを決めて、その部分を深掘りしていくということが非常に大事ではないかと考えています。一方で調査には効果検証的な部分もあるので、課題を把握しながら、焦点を当てる場所を意識し、有益なものにつながる調査になるような形で整理をしていきたいと思っております。

(岡会長) ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。横田委員、お願いします。

(横田委員) 横田です。これまで3名の先生方が内容に関しては非常に細かく御指摘されているので、その点はそのとおりに感じております。私は、過去2年この審議会に参加させていただいてのコメントになるのですが、まさにテーマ選びに時間を要していた中で、機動的にテーマ選定をして反映をしていくという点に早速対応した、法令改正の前にやるべき、現場の声も生かしていくということで、その点を評価したいと思います。以上です。

(岡会長) ありがとうございます。岩崎委員、よろしくお願いします。

(岩崎委員) 岩崎です。御説明、どうもありがとうございました。まず、周辺の自治体の合意形成を得えないままに再エネが導入されるということで、立地のトラブルや、台風などの災害による損壊、地滑り等の災害が発生しているといった様々な課題が報道もされていますし、当初期待されていたようなポテンシャルを生かしきれていないという点をどう解決していくかということで、自治体、事業者そして住民と一緒に解決していくべきものだと思います。

この事業は複数の府省で行われていることで、府省横断的に課題を洗い出していくことや、効果、メリットだけではなくて、想定外のリスク分析も踏まえて、トラブルのグルーピング化や、それに伴う結果の公開、データの共有等を進めていくことで、透明性を高く進め

ていくということが、行政運営の改善、住民理解につなげる一つの施策かと考えています。

太陽光活用のトラブルを未然に防止してきた地域との調和や、設置管理に関する条例等が出ている事例や、また、再エネ活用として、一例ですが、この政策評価審議会でも以前議論したことがある、ため池の問題が、この太陽光の発電設備の設置の事例として報告されていますので、例えば今、自治体が抱えているような複合的な課題に、よりポテンシャルを加えたような新しい取組が、ほかにどのようなものがあるのか、あるいはそういった解決策によって住民の理解が前向きに進むのかどうかなど、より新しい取組としての改善事例がほかにあるかという点なども、分析評価の一つの参考になるのではないかと考えております。以上です。

(岡会長) 岩崎委員、ありがとうございました。事務局、コメントがあればお願いします。

(玉置評価監視官) 岩崎先生、ありがとうございました。リスク分析、グルーピング化、そういったことを我々も分かりやすくきちんと説明をしていく、実際それがどう効果を上げているのかといった観点で、単に事例集にならないようにしていくということは非常に大事な取組だと考えております。課題の把握をする中で、我々としても整理をして、分かりやすく皆様に説明するとともに、きちんと制度運営改善につながるような取組にしていきたいと思っています。

(岡会長) ありがとうございました。多くの委員の方々に御指摘いただきましたので既にカバーされていると思いますが、私からも一言。私はこの太陽光発電については導入時から関心を持って見ておりました。再生可能エネルギーを増やすことが政府の大きなニーズとしてあり、太陽光もその柱の一つであったことから、事業者にとってかなり好都合な内容でスタートしたという背景があります。その結果、普及したという効果も、もちろんあったわけですが、同時に、今日のテーマにあったようにいろいろな問題が出てきたということも事実です。ここで一度それを見直し、太陽光発電が、トレードオフのない、しっかりとした形で更に拡大していくための、大変良いタイミングであったと思います。

委員の方々がおっしゃっていたとおりですが、私はこの太陽光発電に関わる事業者の責任感を特に重視しています。太陽光発電は、たとえ規模が小さくても、大げさな言い方をしますと発電所です。ところが、そこに立札も何もなく、誰が運営しているかもわからないなんていうのは、発電所としては普通考えられないわけですし、何か問題が発生した際に連絡を取ったら、その事業者がまず対応する、自分だけで対応できないことは、自治体なり経産

省とも相談する、といったような、事業者の責任感を高めていくようなことも、是非視野に入れて調査いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様から御意見をいただきました。行政評価局におきましては、ただ今の審議内容を踏まえまして、具体の調査設計を進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議題4に移ります。議題4は、政策評価に関する取組状況についてです。事務局からの報告をお願いいたします。

(山本政策評価課長) よろしくお願いします、政策評価課長の山本です。資料6「令和4年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」を御覧ください。まず、資料6は概要と本体から構成されております。概要に沿って御説明させていただきます。政策評価法の第19条の規定に基づきまして、毎年度、政策評価の実施状況と、その結果の政策への反映状況につきまして国会提出するものでして、令和4年度の報告については、去る6月6日、閣議決定をさせていただき、国会提出しております。その内容について簡単に、概要で御報告させていただきたいと思います。

まず1ページ目には、政策評価制度全体の概要と、行政評価局の役割について記載しております。2ページ目ですが、令和4年度を取組といたしまして、まず政策形成・評価に関する改革を取組を取り上げております。具体的にはもう既に御報告させていただいておりますが、答申を踏まえ、3月に閣議決定いたしました「政策評価に関する基本方針」の一部の変更を報告させていただいております。

3ページ目を御覧ください。令和4年度の政府全体の評価の実施状況についてまとめたものです。令和4年度におきましては、政府全体で2,355件の政策評価が行われております。評価のサイクルとか実施の状況によって年度ごとに若干変動がありますが、大体2,000件前後になっておりまして、例年同様の件数となっております。

内訳ですが、政策を決定する前に費用対効果などを分析する事前評価につきましては、公共事業、租税特別措置等、あるいは規制等、法令で義務付けられている5分野のほか、各府省が自主的に取り組むもの、これは全体で1,001件実施されております。また、政策が実施されてから想定どおり成果を上げているかどうかという、言わば事後評価ですが、これが1,354件実施されております。これらの評価の結果の政策への反映状況はどうなっているのかということで、引き続き取組を進めていくもの、改善していくもの、あるいは予算要求に反映していくものなどが記載されております。

4 ページ目を御覧ください。4 ページ目は評価の専担組織としての総務省が行う評価の実施状況について書いてあります。御案内のとおり、総務省では複数の行政機関にまたがる政策などにつきまして、統一性、総合性の確保の観点から評価を行っているところでございまして、令和4年度におきましては、不登校・ひきこもりのこども支援といったテーマについて、現在実施中です。また、過去実施しました地籍の整備の推進や外来種対策についてのフォローアップも4年度に行っております。その下ですが、客観的かつ厳格に実施するための評価活動についてということで、先ほど御覧いただきました事前評価のうち、規制や租税特別措置等の評価について、総務省において点検を実施した旨記載しております。これらを主な内容としまして、国会で御報告をしております。

続きまして、資料7を御覧ください。資料7は、実証的共同研究の取組についてです。御案内のとおり、行政評価局におきましては、平成30年度から各府省の政策改善を支援するとともに、得られた知見を各府省と共有し、E B P Mの実践を後押しするために、各府省や学識経験者の先生方と連携して取り組む実証的共同研究を実施しており、令和4年におきましては、刑務所における就労支援希望の申出促進策に関する研究を実施しております。

先ほどの国会報告本体の中でも言及しておりますが、この実証的共同研究について今日、御報告させていただこうと思っておりますので、担当した菊池専門官から簡単に御説明させていただきたいと思っております。お願いします。

(菊池政策評価課専門官) 政策評価課で実証的共同研究を担当しております菊池と申します。よろしく御願いいたします。

資料7の資料2 ページ目ですが、令和4年度は法務省と共に刑務所における受刑者の就労支援の申出促進策について、研究を実施いたしました。刑務所等の刑事施設では、出所者の就労の確保のために、職業相談や職業紹介などの就労支援を実施しておりますが、出所後の就労の見込みがないにもかかわらず支援を希望しない者もいるということでして、就労支援が周知されてから受刑者が就労支援を受けるまでのボトルネックを整理した上で、就労支援を受けることを希望するように促す取組を検討し、それをR C T、ランダム化比較試験により5施設で試行し、その効果を把握・分析したというものです。

もう少し具体的に申し上げますと、図1のとおり、受刑者が就労支援の存在を知ってから就労支援を受けるまでの流れ、段階をこの図のような形で整理し、刑事施設職員等のヒアリングで就労支援を受けない理由を確認しました。その結果、例えば就労支援の存在を知らない者がいる、あるいは出所後に雇ってもらおう約束をした相手がいるから就労支援は必要ない

といった方が多いということ把握いたしましたして、そのような方々に伝わるようなメッセージ、例えば就労支援ではこんな支援が受けられますといったものや、出所後の行き先、本当に大丈夫ですかといったような趣旨のメッセージを入れたチラシを作成いたしましたして、そのチラシを配布するグループと配布しないグループに分けて、チラシの効果の把握・分析を行いました。

分析の結果は図2のとおりではありますが、就労支援を希望するという、この赤枠で囲っているところですが、こちら、就労支援を受けることを促すという点が今回の介入で一番目指していたところではあったのですが、その効果があったかどうかという点までは分からなかったという結果になっております。一方でその手前の、就労支援制度に関する知識・理解の向上には一定の影響が生じていることが分かりました。

結果・示唆という箱の二つ目のポツですが、本研究を通じては知識・理解の向上に至った受刑者に対する追加的な対策が必要なのではないかという点や、あるいは就労支援を受けない理由の中で最も多かったのが、就労先が既に決まっているというものであったのですが、アンケートに回答いただいた受刑者の中にはやや見通しが甘いのではないかと思われる方も少なからずおりましたので、そのような方への追加的なアプローチの検討が必要なのではないかというような、様々な示唆を得ました。

続きまして3ページですが、この実証的共同研究が政策の改善や見直しのヒントになり、そのためのお役に立てればという思いで取り組んでおりますが、では研究を実施したことでその後どうなったのか、どのようにその結果が活用されているのかという点も非常に重要と思っております、今回、その点について御報告させていただければと思っております。

昨年6月にもこちらの審議会場で結果を御報告させていただいておりますが、一昨年度、農山漁村振興交付金と在外教育施設の派遣という事案について研究しました。詳しい説明は省略させていただきますが、4ページにありますその後の活用状況ですが、まず農山漁村振興交付金につきましては、現在も引き続き改善や見直しに取り組まれている最中と聞いておりますが、早速、研究結果も御活用いただいております、具体的には交付金事業終了後も継続して事業の実施状況について調査を求めることができるように、実施要領を一部改正されたり、あるいは優良事例の調査を行うことも重要であるといった点を示唆として記載しておりますが、そういったことも踏まえて、早速、本年4月に優良事例を調査・公表されたりしております。

次に、2点目の在外教育施設派遣ですが、こちらも全国の教育委員会向けの冊子で研究結

果を御紹介いただいたり、派遣教師の募集のポスターなどにも御活用いただいております。

次のページ以降は参考という形にはなるのですが、最後に6ページ目、この審議会を傍聴されている各府省の皆様向けにお知らせをさせていただければと思っておりますが、この実証的共同研究、通年で案件を募集しております。政策の改善や見直しのヒントを少しでも得たいという方には是非御活用いただきたいと思っております。実証的共同研究はハードルが高い、敷居が高いというお声もいただいておりますが、できる限り皆様の御要望に沿う形で柔軟に対応させていただければと思っておりますので、悩んでいることや効果を分析してみたいといったものでも結構ですので、是非お気軽に、まずは御相談いただければと思っております。以上です。

(岡会長) ありがとうございます。ただ今の事務局の説明に対して御質問、御意見がありましたらお願いいたします。亀井委員、お願いいたします。

(亀井委員) 実証的共同研究はアドバイザーとして関わってきましたので、少しコメントさせていただけたらと思います。昨年度は法務省の事案に取り組みさせていただきましたが、総務省行政評価局としても恐らくデータコレクションの在り方についてなど、非常にいろいろな御経験を積む形になったのではないかと思います。実際に請負業者もいらっしゃるのですが、請負業者がややもするとアカデミックに正しいデータコレクションをされようとするのですが、政策の現場ではアカデミックに正しいデータコレクションの実践というのがなかなか非常に難しいという中で、その間に入られて、法務省でもそうでしたが、現場との関係も含めて大変御苦労されて、逆にこういう御経験を実際に積まれるということが非常に大事で、それは今後の政策評価全体の是非糧にさせていただけたら良いのではないかと思います。

2点目ですが、過去何年間かの事例を御紹介いただきましたが、ここ数年、中堅若手のやる気のある政策立案者ないし政策担当者で、こういった、実際に自分たちがやっている政策の効果を図りたい、あるいはそれを客観的に見てもらうことを通じて、更に効果を上げるにはどうしたら良いかといった問題意識を持って手を挙げてこられる方々が大変増えてきていて、これは霞が関全体の官僚機構の質の向上という意味でも大変有意義なのではないかと思っております。

事実、4ページ目で農水省や文科省の例を出していただきましたが、これは間違いなく波及効果が生じていて、農水省は農水省で全体として政策効果をどう把握していくのかということについて、省全体でいろいろと知見がたまってきているように思いますし、文科省に

についてもこの分野について大変熱心に注力されており、更にこれを自治体向けに理解をさせていく、教育委員会向けの冊子とありましたが、こういった成果を単に成果としておしまいとするのではなくて、具体的に次の仕事に生かしていく動きも出てきていて、大変良いのではないかと考えています。

これは、今の足元の政策形成と評価の動きにも通じる話だと思いますので、こういったものをまた更に引き続きしっかりやることができたらと考えております。私からは以上です。

(岡会長) 亀井委員、ありがとうございました。大変前向きなお話、いただきました。伊藤委員、お願いいたします。

(伊藤委員) 御説明、ありがとうございました。私もコメント2点です。1点目は亀井先生のお話と非常に重なっていて、こういうEBPMを実証的に行うという仕組みを持続させていくためには、データを不特定多数とまではいかないまでも、ある程度多くの方が継続的に入手できて、こういった各府省の取組を検証したり反証したり再利用したりする仕組みが整えられなければ、それこそ単発で終わってしまうということと、もう一つ、誰がやるのかということで、今、手挙げ方式で、やる気がある方が手を挙げていらっしゃるということですが、どんどんローテーションでポジションも変わっていきますし、知見をどうやって蓄積して、やりたいと思う人をどうつなげていくのかという仕組みがなかなかできないと、この調査、今は新しくても10年経ったら10年前の調査だよねということと言われてしまうので、その辺りは研究したことの価値を維持するためには、これをきっかけにデータや人のサポートをしていくことが大事かと考えております。

2点目は、調査のための調査ではなくて何か改善していくための調査でなければならないと思いますので、元の政策の重要性とか必要性ということの判断は、研究であったとしても、行政運営改善調査や政策評価と全く同じ基準で重要性とか必要性を判断、ないし政策の相互作用なども判断して、ある程度大きなものを対象にするのがよろしいのかと思います。

もちろん小さなものの方がやりやすいので難しい面はあると思うのですが、行政が研究することの目的は、行政が改善して予算なり制度設計なりに生かしていくということが目的でなければならないと思いますので、特に改善が必要、見直しが必要と言われてきているようなテーマに関して、アカデミックな知見を重点的に盛り込んでいくという視点が大事であろうと思います。以上です。

(岡会長) 伊藤委員、ありがとうございました。大橋先生、よろしく申し上げます。

(大橋臨時委員) ありがとうございます。実証的共同研究も相当数の事例が積み上がっ

てきているということを今日、御報告いただいたのは、大変勉強になりました。全般的なことよりも、例えば一例ということで申し上げますと、農業山村振興交付金の話をしていただいて、活性化に交付金が寄与しているかどうかを分析されたというお話で、実は大変重要な 이슈だという認識でいます。この活性化の効果というのが一体何かというのは、実は相当難しいのではないかと考えていて、多分先ほどお話しいただいた、影響があったかなかったかというのは、相当短期的な話をされているのだと思うのですが、ただ、この交付金がもし短期的なものを目指しているとする、それ自体が実は問題ではないかという部分もあるのではないかと思います。

つまり、多分ここ5年で人口構成が相当崩れかかっているのですが、中長期的にどうしていくのかということでこの交付金が使われないと、なかなか厳しいのではないかと考えています。そういう中長期的に持続可能な活性化の在り方、あるいは今回こうした実証的共同研究を継続的にしっかり中長期的な観点で見ているのかどうかという部分も相当重要だと思います。あるいは効果がなかったものについて今後何をするのかということも、恐らく、行政評価局はしっかり考えられていると願っていますが、そうした次に続く政策及びその効果というの、実は大事な論点なのかなと思っています。

そういう意味で、御説明いただいた実証的共同研究だけを切り出してみると、始まりの部分をお手伝いしたということですが、継続的といったら、多分、マンパワーが足りなくなってしまうとは思いますが、何らかの形でしっかり次につながる、相当質的な政策転換をしていかなければならない部分だと思います。どのような形をされているのかというのは、多分、行政評価局としても相当重要な課題なのかという意識で発言をいたしました。

(岡会長) ありがとうございます。お三方から御意見いただきました。横田委員、どうぞ。

(横田委員) 横田です。私も大橋先生と重なる点で意見を申し上げます。刑務所の就労支援のお話で、次のステップとして実施すべきことが見えてきたという御報告、ありがとうございます。結局、利用されない方々が、就労先が固まっているが見通しが甘いのではないかという御指摘であったかと思いますが、再犯防止に向けて就労先を安定的に確保することが非常に重要なので、実際出所後にどうであったかというフォローアップの実情が、もくろみがやや甘いケースがあるのだということをデータで示すことができるのかという点なども重要かと思っています。見通しが甘いのではないかというだけではなくて、追加的な情報が取れるような状況かなども併せて御確認をいただきたいし、教えていただければと思

います。以上です。

(岡会長) ありがとうございます。それでは、四方の御発言に対してコメントがあれば、事務局お願いいたします。

(菊池政策評価課専門官) 亀井先生、伊藤先生、大橋先生、横田先生、コメント等、ありがとうございます。亀井先生におかれましては、実証的共同研究に長く携わっていただいて、様々な知見をいただきまして、大変感謝をしております。これまでの蓄積もあって、少しずつ実証的共同研究もレベルアップしてきていると感じておりまして、そこでまた各府省の中堅や若手職員で、効果検証を実施していきたいという方々と一緒に、共同研究というような形でやっていけたら良いのではないかと考えております。

それから、伊藤先生の御指摘等、人のサポートも大事ではないかということでしたが、今後我々もこの実証的共同研究で得た知見等を、例えば研修の教材のような形にして活用して、より広くこの知見、ノウハウが行き渡るような形で取り組んでいくといったことを考えております。

次に、大橋先生の御指摘につきまして、中長期的な視点も大事ではないかということですが、農山漁村振興交付金の効果の把握分析については令和3年度に実施いたしました。報告書の中で4年度以降に継続的に効果の把握・分析に取り組むためにという形で、そういった観点の示唆も取りまとめさせていただきました。それも踏まえて引き続き、農水省で効果の把握や取組の改善といった点に取り組まれているようですので、我々としてもまた農水省から御相談があれば、是非積極的に当たらせていただければと思っております。

それから横田先生のコメントですが、再犯防止に向けた出所後のフォローアップの関係、これは刑期が満了して社会に出た後となると、基本的には一般人という形にもなりますので、追い掛けて状況がどうなのかということ把握するのはなかなか難しいといった話も聞いておりますが、その辺りも今後、取り組まれていくということも聞いてはおりますので、法務省から要望があれば、是非、協力させていただきたいと思っております。

(岡会長) 菊池専門官、どうもありがとうございました。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

それでは私からも一言。毎回申し上げておりますが、データをタイムリーに収集し、それを共有して活用するというデータシステムをしっかりと作り上げていかなければならないと、今日のテーマの中でも強く感じました。これは総務省が単独でできる話ではないわけですが、政府全体、霞が関全体で前に進めていただく必要があるということ、改めて感じまし

たので、一言、申し上げます。

ありがとうございました。本日の議題は全て終了いたしました。最後に事務局から何かありますか。

(清水行政評価局長) 本日はどうもありがとうございました。まず、再エネについてですが、今日、いろいろ御意見をいただきました。これまでも再エネについて何度か我々取り組んできたことがあります。今回、地域での問題の解決という点に焦点を当てて調査を試みたいと思っている次第です。また、これから計画を作って分析をするということになりますが、個別にまたいろいろお知恵をお借りできればと思いますので、是非、よろしくお願いいたします。

また、テーマの選定についていろいろ御指摘いただきましたが、テーマについては我々の得意分野というか特に貢献できる分野、地域の実情をきめ細かく把握できる点や、行政相談などを通じて現場で起こっている事例を把握できる点をまず生かしながら考えていきたいということと、この2年ほど議論していただきまして、新しい政策形成・評価の取組が政府全体でこれから始まっていきますが、各府省の状況も踏まえて、またそういう効果の把握と言った点で我々が貢献できる分野も探して取り組んでいくということで、試行錯誤しながら進めていきたいと思っております。先生方からもこんな調査テーマやこんな課題があるといったことを、是非、御指導いただければと思っております。

また、実証的共同研究もいろいろ御指摘いただきまして、大変ありがとうございました。この取組、もう御承知のこととは思いますが、なかなか霞が関でE B P Mの取組が定着しないということで、まずは始めてみようということから、数年前に始めた取組ということで、実際にテーマとして取り上げて一緒に実施した府省では、先につながるような効果が出ていると、このようなやり方で良いのかと思っていただいて、進んでいるのだと思います。

先ほど亀井先生にも御指摘いただきましたが、実際どうすれば良いのかということについて、各府省もそうですし、我々も経験を積んで、これを共有していくことを進めていきたいと思っております。実際に現在、新しい枠組みの下で、政策評価についても連携して取り組んでいる、行政事業レビューでも各府省の取組が進んでいるというふうに認識をしております。この状況もまた次回以降の審議会で御報告をさせていただきますが、前向きな取組が大分進んでいますので、引き続き温かく御支援をいただきつつ、御示唆を賜ればと思っております。本日はどうもありがとうございました。

(岡会長) 清水行政評価局長、ありがとうございました。

以上をもちまして、第34回政策評価審議会と第36回政策評価制度部会の合同会合を閉会いたします。委員の皆様、本日はお忙しい中、御参加いただきまして、誠にありがとうございました。

(以上)